

65歳以降の再雇用に関する規程

社会福祉法人大洲育成園は、就業規則第9条に定める継続雇用制度の期間満了者（65歳）の、その後の再雇用に関して、次のとおり定める。

（65歳以降の再雇用対象者の基準等）

第1条 65歳で継続雇用制度の期間満了した者の内、次の各号に定める要件を全て満たしている者で、かつ法人が特に必要と認めた者を嘱託または、短時間勤務従事者として再雇用することがある。

- ① 勤務意欲に富み、心身ともに健康で、体力的に勤務継続可能である者。
- ② 担当業務に精通していること。
- ③ 協調性に富んでいること。
- ④ 経験を活かして会社の業績に貢献し、利用者やその保護者の信頼に応える仕事ができること。
- ⑤ 法人が提示する雇用条件（職務・賃金・勤務形態等）を承諾し、引き続き勤務する意思を有していること。
- ⑥ 65歳の継続雇用期間満了後、直ちに業務に従事できる者。

（継続雇用の期間等）

第2条 再雇用の契約期間は、6ヶ月または1年間とする。ただし、法人が前条で基準を満たしていると判断した場合であって、要員過剰でない場合は、契約期間を更新できる。

- 2 再雇用の期間上限は、満70歳に達した日の属する末日とする。

（契約期間中の解除）

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても法人は契約を打ち切ることがある。この場合は、30日前までに予告する。

- ① 再雇用者が精神または、身体の障害により就労不能と認められたとき。
- ② 業務外の疾病により30日以上休業したとき。
- ③ 自己の都合による欠勤が30日以上に及んだとき。
- ④ 法人のやむを得ない事情により、従事者の減員が必要になったとき。

（労働条件及び雇用通知）

第4条 法人は、継続雇用に当たっての労働条件（職務、賃金、勤務形態等）について、本人に提示して決定の上、雇用通知書を交付する。

この内規は、平成25年4月1日から実施する。